

平成23年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況

中部森林管理局

区分 署等	当年度3月31日現在累計									前年度同期累計									増 減	前 年 度 総 件 数	
	生 産	造 林		林 道	治 山		小 計	立 木 販 売	計	生 産	造 林		林 道	治 山		小 計	立 木 販 売	計			
		右記 以外	生産 関係 (活用、 受光 伐等)		右記 以外	造林 関係 (除伐 Ⅱ、 本調 等)					右記 以外	造林 関係 (活用、 受光 伐等)									
富山署														(1) 1			(1) 1		(1) 1	△ 1	(1) 1
北信署																					
中信署	1				1		2		2												2
東信署											(1) 2						(1) 2		(1) 2	△ 2	(1) 2
南信署											1						1		1	△ 1	1
木曾署										1							1		1	△ 1	1
南木曾支署		1	2				3		3		2			1			3		3		3
飛騨署		1	1				2		2		1	3					4		4	△ 2	4
岐阜署		1				2	3		3												3
東濃署					1		1		1		1						1		1		1
愛知所											1						1		1	△ 1	1
技術セ																					
総合治山 局																					
合 計	1	3	3		2	2	11		11	1	3	8		(1) 1	1		(1) 14		(1) 14	△ 3	(2) 14

※ 1. ( )書は重大災害で内書、号外は除く

平成23年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策 NO.1

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事作業	災害の概要	防止対策
1	中 信	H23. 5. 6 (金) 14:25頃 44年	男	62	治 山	約3 ヶ月	山腹工 作業確認	当日被災者（現場代理人）は、8名の作業員が崩壊地上部で法切作業を行っていたため、約60m下方の崩壊地外で作業確認を行っていた。なお、当日の作業前には、作業箇所及び周辺の地山の点検を実施。 14:25頃、突然、上部から落石（15cm程度の平たい石）があり、被災者の右鎖骨と右前腕に当たり受災した。（落石は作業箇所外から発生した模様）	1. 地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検すること。（安衛則第358条） 2. 作業箇所の下側に歩道が設置されていたことから、歩道を作設する場合は、墜落や土砂等が崩壊するおそれのない場所を選定し、危険を防止するため必要な措置を講じること。（安衛法第23条）
2	南 木 曾	H23. 5. 7 (土) 14:20頃 2年	男	43	造 林	約2 週間	育成受光 伐 伐倒枝払 作業	当日被災者は、現場代理人及び同僚8名と伐倒作業に従事していた。 14:20頃、末口側が自重で弓なり状態になっていた伐倒木の枝払いを行っていたが、弓なり状態を解消する必要があると判断し反発力を弱めるため、伐倒木の幹にチェーンソーで切り込みを入れようとした時、キックバックを起こしチェーンソーの刃が被災者の左足甲に当たり受災した。	1. ガイドバーの先端上部はキックバックを起こしやすいので、できるだけガイドバーの根元を使用して枝払い等すること。 2. 事業主は、経験の浅い者に対する教育・指導を徹底すること。
3	飛 驒	H23. 5. 14 (土) 15:30頃 20年	男	47	造 林	約4 週間	除伐作業	当日被災者は、同僚2名と除伐作業に従事していた。 刈払機により作業中の15:30頃、笹が覆い確認出来なかった窪地に落ち込みバランスを崩し転倒した際、刈払機の刃が被災者の右下腿に当たり受災した。	1. 刈払機による刈払いは、窪地、浮石などに注意し、不安定にならないよう正しい姿勢で行うこと。 2. 防護衣の着用、刈払機の「ずれ上がり」を防止する股バンド（別紙参照）の着用など適切な安全対策に努めること。
4	岐 阜	H23. 5. 16 (月) 9:30頃 3年	男	34	治 山	約4 週間	本数調整 伐	当日、被災者は同僚3名（現場代理人含む）と、落合国有林63い林小班において本数調整伐（除伐2類）作業（チェーンソー使用）に従事していた。 9:30頃、被災者は次の伐倒木へ向けて、傾斜約25度の斜面を歩行中、笹で足を滑らせ右後方へ転倒した際に右脇腹背中側を切株で強打した。	1. 傾斜地では、笹（特に雪解け後の笹は寝ている）を踏むとすべり易いので、足元に注意して歩行すること。 2. 機械、器具等を持つての歩行は、バランスを崩しやすいので足場の確認、確保を確実にすること
5	南 木 曾	H23. 5. 26 (木) 10:45頃 9年	男	64	造 林	約3 ヶ月	歩道新設	当日被災者は、現場代理人（被災者）及び同僚4名と歩道の新設作業に従事していた。10:45頃、被災者は同僚とともに休憩を取っていたときに上部に枯損となったヒメコマツ（長さ5m・径約20cm）を発見し、当該木を伐倒しようとしたが、伐倒方向に株立ちで二股となったリョウブ（約8cm）があったことから、はじめにリョウブの伐倒に取りかかった。二股の一方を伐倒し、もう一方を伐採し倒れ始めた時、枯損となっていたヒメコマツがリョウブに沿うように被災者に向かって倒れ、被災者の頭部及び右肩に当たり受災した。	1. 枯損木を処理する場合は、枯損木の状態、上方・周囲の状況確認を確実にすること。 2. 枝がらみ等がある場合は、伐倒前に取り除くか、状況に応じ、牽引器具等による遠隔操作により安全な方向へ倒すこと。

平成23年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況と対策 NO.2

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事作業	災害の概要	防止対策
6	飛騨	H23. 7. 19 (火) 16:00頃 11年	男	31	造林	約1ヶ月	保育間伐(活用)林内運搬作業	当日被災者(フォワーダ運転)は、同僚3名(伐倒A・造材B<現場代理人>・トラック運搬C)と伐倒集造材作業に従事していた。 16:00頃、被災者は当日1回目の材(15本、約3㎡)をフォワーダ(コマツCD60R全幅2.6m、最大積載量5t)で運搬中、土場手前50mのぬかるんでいた箇所(にさしかかったところ、作業道(幅員3.5m、下り勾配約8度、横断勾配約0度)の路肩が突然崩れ谷側(傾斜約42度)へ一回転し約8m下の谷に着地した。その際、被災者はキャビンより投げ出され被災した。(キャビンの扉は解放していた)	1. フォワーダ等の走行は、路肩に寄り過ぎないようにするとともに、走行路の勾配・路面の状況・積載荷重に応じた安全な速度とすること。また、降雨後は危険箇所の点検を行うこと。 2. 森林作業道の保守点検については、湧水箇所や降雨時等における路体の状況を的確に把握し、ぬかるみなどで路肩の弱い箇所は、木材等で補強するなど、安全な走行が出来るよう適切な対策を講ずること。 3. シートベルトがある機種については着用する
7	南木曾	H23. 7. 21 (木) 14:50頃 3年	男	32	造林	約2週間	保育間伐(活用)伐倒(枝払)作業	当日被災者は、同僚3名(A(現場代理人)・B・C)と集材線支障木の伐倒作業に従事していた。 14:50頃、傾斜約20度の斜面下方に倒した伐倒木(ヒノキ:元口径10cm、長さ8m)の枝払い作業中に、チェーンソーの下側を使い枯枝(枝払い箇所の箇所の太さ2cm)を払った際、勢い余ってチェーンソーの刃が被災者の右足親指付けねに当たり被災した。	1. 枝払いは、原則として山側に位置し、元口から材の先端に向かって進め、材面に沿って平滑に切り払うこと。 2. 枝払いは、できるだけガイドバーの根元の部分を使うとともに力の配分を誤らないこと。
8	東濃	H23. 7. 29 (金) 13:20頃 1年	男	44	治山	約4週間	復旧治山工事支障木の伐倒作業	当日、被災者は同僚8名と治山工事支障木の伐倒作業に3人1組で従事していた。 13:20頃、被災者は命綱を装着後、チェーンソーでヒノキ(胸高直径62cm、樹高20m)の伐倒作業にとりかかり、伐倒木が倒れはじめたのであらかじめ予定していた退避場所(伐倒木より約2.7m)に退避した。 その時、伐倒木の根元の振動や倒れる際の衝撃で、伐倒木の下方向にあった石が崩落し、被災者の体から約5m崖下に垂れていた命綱の端を巻き込んだため、その石などの重みで引っ張られ崩壊地に転落した(その際、体から1.4m上部の所で鋭利な岩盤により命綱が切断したと推測される)。被災者は約35度の斜面を約60m滑り落ちて被災した。	1. 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。(労安則第477条1項1号)退避場所の選定は、十分な距離と足元の安全な場所とすること。 2. 命綱を使用し伐倒等をする場合は、崩落等の発生が予想される箇所に端末が位置していないか等に注意すること。 3. 土石の落下等による労働者の危険を防止するため、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、浮石やき裂の有無などについて点検し、危険の生じるおそれのあるものを取り除くなどを実施すること。

平成23年度 請負事業体等における休業4日以上災害発生状況と対策 NO.3

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事作業	災害の概要	防止対策
9	岐阜	H23. 9. 7 (水) 11:50頃 16年	男	46	造林	約2 週間	除伐作業	当日、被災者（現場代理人）は、同僚3名と傾斜30°の斜面で除伐作業に従事していた。 11:50頃、直径3～5cm、高さ1.5～2mのかん木が密集している箇所を除伐中に刈払機の刃先がキックバックし左足首の前側を切創した。	1. 刈払機による刈払いは、身体のバランスに配慮した正しい姿勢で行うこと。 2. 刈払機のかん木等に当てる刈刃の位置は、キックバック起こしやすい位置を避けて切り込むこと。 3. 防護衣の着用、U字ハンドルの刈払機の使用、飛散防護装置を備え付ける（林業・木材製造業労働災害防止規程第139条(2)）、刈払機の「ずれ上がり」を防止する股バンドの着用など適切な安全対策に努めること。
10	岐阜	H23. 9. 19 (月) 9:00頃 2年	男	22	治山	約1 ヶ月	本数調整 伐(除伐) 2類)	当日、被災者は、同僚4名と傾斜30°の斜面で本数調整伐(除伐2類)に刈払機を使用して作業に従事していた。(作業は、各人がある程度の幅(20～30m程度)を持ち左右に作業しながら、上に向かって進んでいた。) 9:00頃、斜面を左から右方向に作業を実行中、右足が滑りバランスを崩したため、体を支え切れず谷側へ転倒した際に右膝をひねった。	1. 刈払機による刈払いは、身体のバランスに配慮した正しい姿勢で行うこと。 2. 足元、足場の確認・確保を確実にすること。 3. 経験の浅い者に対する指導・教育など適切な安全対策に努めること。 4. 防護衣の着用、U字ハンドルの刈払機の使用など適切な安全対策に努めること。
11	中 信	H24. 2. 1 (水) 10:30頃 28年	男	55	生産	約2 ヶ月	伐木集造 材作業	当日被災者は、同僚5名(伐倒2名(被災者含む)、荷掛2名、集材機運転1名、プロセッサ造材1名)と伐木集造材作業に従事していた。 10:30頃、被災者は伐倒木(直径24cm、樹高15m)の枝払いを行っていたところ、伐倒木が斜面(傾斜約40度)を約30m滑り、その際、伐倒木に伐倒の際折れて残っていた枝が左足首に当たり被災した。	1. 急傾斜地での枝払い作業を行う場合は、材を支えている枝の確認をした上で作業に着手すること。積雪があれば把握がしにくいことから慎重に行うこと。 2. 地面に接地して材を支えている枝は、集材後に切り払うこと。なお、集材前に支えている枝を切らなければならない場合は、杭止め等材を安定させる措置を講じること。
号 外	愛 知	H24. 3. 6 (火) 12:30頃 9年	男	68	造林	約1 週間	保育間伐 (活用) (枝条整 理作業)	当日被災者は12:00頃から一人でスイングヤーダ(0.25m <sup>3</sup> 級ウィンチ付)にて枝条整理作業を行っていた。(現場代理人は、前日に天候の関係で当日の作業は中止する指示をしていたが、雨が上がったため、被災者の判断で作業を実施した) 12:30頃、スイングヤーダをバックしながら作業道上で枝条整理作業を行っていたところ、スイングヤーダがバランスを崩し(路肩に寄りすぎたと推測される)、路肩から約10.8m、傾斜47°(転落開始箇所)の斜面を約一回転し、ほぼ正位置の状態で見立に引っ掛かるように止まった。スイングヤーダ横転の際、キャビン内で頭部及び両肩を強打、額の一部を切創した。(シートベルトは有り。締めていたかは不明)	1. 路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行なう場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生じるおそれのあるときは、誘導者を配置すること。(労働安全衛生規則第157条2項)なお、労働者に危険が生じるおそれはないと判断し誘導者の配置をしない場合においても、車両系建設機械の走行は路面の状況が確認できる前進で行うことを基本とする。 2. 降雨後は、森林作業道の点検を行い湧水箇所や降雨時等における路体の状況を的確に把握し、ぬかるみなどで路肩の弱い箇所は、木材等で補強するなど、安全な作業や走行が出来るよう適切な対策を講ずること。 3. シートベルトがある機種については着用すること。 4. 現場代理人の指示に反し下請者の判断で作業を実施することがないよう、作業指示・緊急連絡等について元請と下請の連絡指示・徹底を確実にすること。